

Ⅶ. 財団法人長野県下水道公社の概要

1. 財団法人長野県下水道公社（以下「公社」）の概要

- (1) 設立許可日 平成3年2月8日
- (2) 法人格 民法第34条による財団法人
- (3) 事務所所在地 長野市大字南長野字幅下667番6（長野県土木センター内）
- (4) 事業
 - (i) 下水道に関する普及啓発及び職員研修等の事業
 - (ii) 下水道の調査、設計及び施工監理に関する事業
 - (iii) 下水道の維持管理に関する事業
 - (iv) 下水汚泥の処理等に関する事業
 - (v) 下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習に関する事業
 - (vi) 前号までに掲げるもののほか、目的を達成するため必要と認める事業
- (5) 基本財産（出捐金） 40,000 千円
 - 内訳 長野県 20,000 千円
 - 県内全市 12,000 千円
 - 県内全町村 8,000 千円

2. 公社設立の趣旨

公社設立の趣旨は、以下のとおりである。

「下水道は、県民にとって生活環境の改善、公共用水域の保全、浸水防除等のため必要不可欠な公共施設です。しかしながら、本県の下水道普及率をみると、平成2年3月31日現在、23.8パーセントにとどまっており、その整備促進が強く求められています。

本県の下水道整備を進める上での問題点としては、町村部にあっては下水道の必要性を認めながらも財政負担の増加や専門技術者の確保が難しいこと等が挙げられ、また、既に供用開始している都市部等の市町村にあっては下水道の維持管理に要する経費の節減及び技術職員の安定的確保が図りにくいことが挙げられます。

このような状況から県内の下水道事業の円滑かつ効率的な推進及びこれに携わる職員の技術の向上を図るため、市町村への技術援助、職員研修及び下水道の広域的な維持管理を積極的に行い、さらに全国的な課題である下水汚泥の処理等に関する事業を行うことにより、下水道の整備を促進し、併せて公共用水域の水質の保全及び県民生活の向上に資することを目的に、下水道全般に携わる法人としての財団法人長野県下水道公社を設立しようとするものです。」（設立趣意書より〔平成3年2月2日〕）

3. 公社の沿革

平成元年 7月	長野県議会下水道促進・都市問題対策議員連盟総会で「下水道公社」の検討を要請される。
平成 2年 2月	長野県議会で知事が「下水道公社」設立構想を示す。
6～7月	下水道公社設立研究会を開催
12月	長野県の出捐金 2,000 万円が県議会で議決される。
平成 3年 1月	設立準備委員会を開催
1月 28日	設立発起人会を開催
2月 2日	設立許可申請
2月 8日	設立許可
2月 12日	設立登記
4月 1日	事務局（本社、南信管理事務所、北信管理事務所）開設
平成 4年 4月 1日	佐久支所、豊科支所開設
平成 5年 4月 1日	南信管理事務所伊那分室、飯田支所開設
平成 6年 4月 1日	木曾支所開設
平成 7年 4月 1日	南信管理事務所諏訪分室、北信管理事務所北信分室開設
平成 7年 12月 1日	北信管理事務所小諸分室開設
平成 8年 4月 1日	伊那支所開設
	北信管理事務所を千曲川下流管理事務所に改称
10月 1日	千曲川上流管理事務所開設
平成 9年 3月 31日	公社が現住所に移転
4月 1日	千曲川上流管理事務所長野南分室開設
	北信分室を長野分室に改称
12月 1日	中信管理事務所開設
平成 10年 4月 1日	中信管理事務所豊科分室、木曾分室開設
平成 11年 4月 1日	長野分室、長野南分室、諏訪分室、豊科分室を広域維持管理係に改称
平成 13年 3月 31日	伊那支所廃止
平成 14年 3月 31日	木曾支所廃止
平成 15年 3月 31日	飯田支所廃止
平成 15年 4月 1日	伊那支所開設
平成 16年 4月 1日	支所を廃止して、管理事務所に技術係を設置。本社の総務部、技術部を廃止して事務局長を配置

4. 役員、評議員及び組織体制

(1) 役員名簿 15 名 (平成 17 年 7 月 1 日現在)

理事長	田中邦治	(常勤)
専務理事	小林勇雄	(常勤)
理事	鷺沢正一	(日本下水道協会長野支部長・長野市長)
理事	中山茂樹	(全国町村下水道推進協議会長野支部長・山ノ内町長)
理事	芹澤勤	(小諸市長)
理事	三浦大助	(佐久市長)
理事	山田勝文	(諏訪市長)
理事	小坂樫男	(伊那市長)
理事	田中勝巳	(木曾福島町長)
理事	村上広志	(豊科町長)
理事	服部洋	(信濃町長)
理事	市村良三	(小布施町長)
理事	中村健一郎	(長野県生活環境部水環境課長)
監事	伊藤克昭	(長野市収入役)
監事	須野原一男	(長野県町村会事務局長)

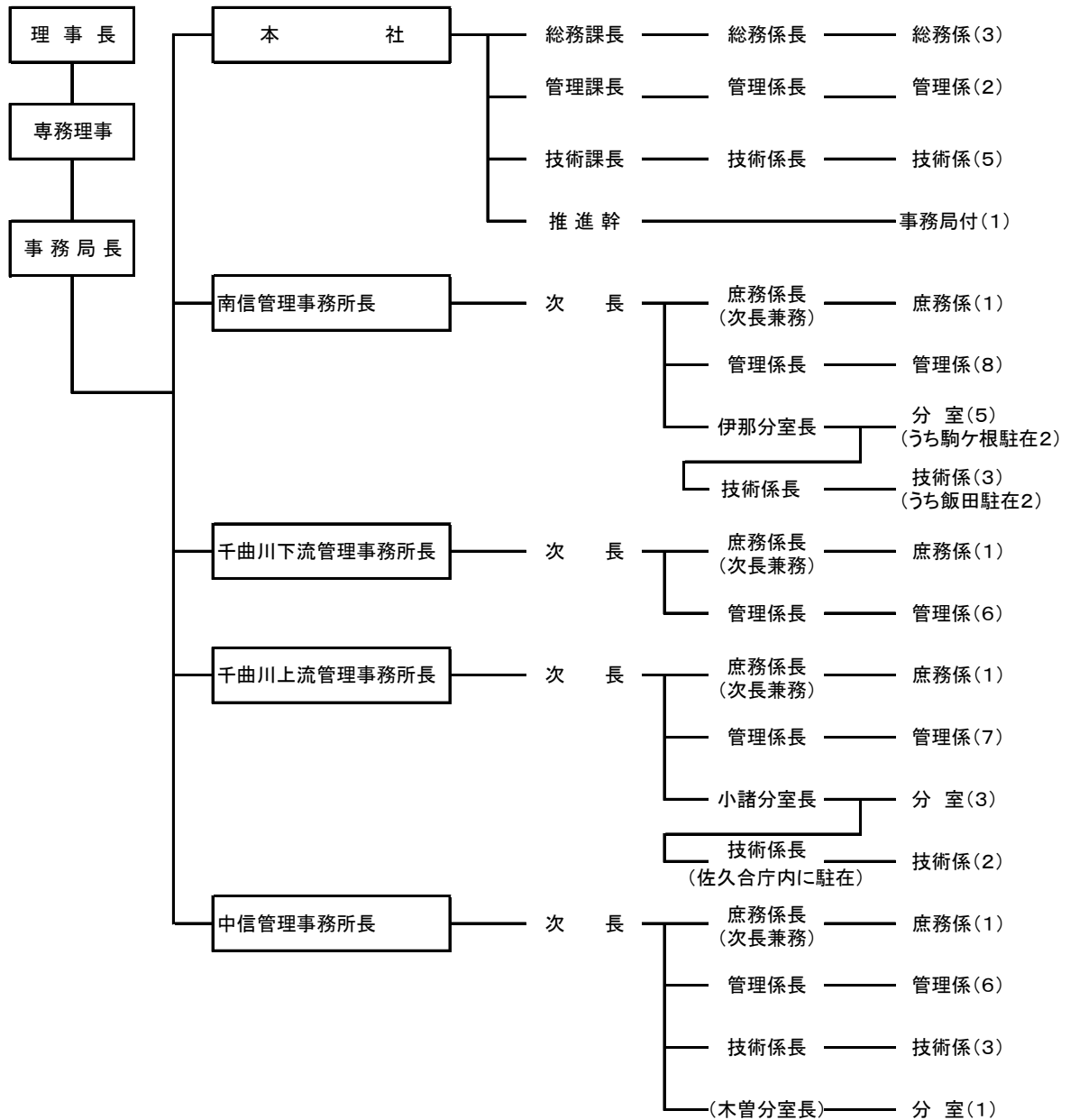
(2) 評議員名簿 14 名 (平成 17 年 7 月 1 日現在)

母袋創一	(上田市長)
佐々木定男	(佐久穂町長)
佐藤雅義	(軽井沢町長)
矢嶋民雄	(富士見町長)
高坂宗昭	(飯島町長)
吉川貢	(高森町長)
腰原愛正	(大町市長)
尾崎稔	(明科町長)
平林伊三郎	(穂高町長)
三木正夫	(須坂市長)
宮坂博敏	(千曲市長)
遠山秀吉	(牟礼村長)
松沢克典	(長野県生活環境部生活排水対策室長)
尾岸健史	(長野県千曲川流域下水道建設事務所長)

(3) 組織の概要

ア. 組織図

図 2-7-1 組織図



合計 86人 (役員 2 プロパー 29 県派遣 28 技術センター派遣 4 嘱託員 23)

イ. 人員の推移

平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 期間の人員の推移は下記の表の通りである。

長野県からの派遣職員を削減し、人員は減少していることが伺える。これは、後に記載する県の改革基本方針に沿ったものとなっている。

表 2-7-1 人員の推移

年 度	1 3								1 4						1 5							
	区 分	計	常勤	役員	派遣	職員	フ ロ パ ー	嘱 託	計	常勤	役員	派遣	職員	フ ロ パ ー	嘱 託	計	常勤	役員	派遣	職員	フ ロ パ ー	嘱 託
			県	県職	県	市町				県	県職	県	市町				県	県職	県	市町		
合 計	103	2	0	54	6	32	9	101	2	0	52	5	30	12	88	0	2	43	0	28	15	
役 員	2	2						2	2						2		2					
職 員	101	0	0	54	6	32	9	99	0	0	52	5	30	12	86	0	0	43	0	28	15	
本 社	19			10	3	4	2	19			10	2	5	2	17			9	0	6	2	
支 所	21			6	3	10	2	18			5	3	8	2	13			4		7	2	
管理事務所	61			38		18	5	62			37		17	8	56			30		15	11	

年 度	1 6							1 7							
	区 分	計	常勤	役員	派遣	職員	フ ロ パ ー	嘱 託	計	常勤	役員	派遣	職員	フ ロ パ ー	嘱 託
			県	県職	県	市町				県	県職	県	団体		
合 計	82	0	2	31	4	28	17	86	0	2	28	4	29	23	
役 員	2		2					2		2					
職 員	80	0	0	31	4	28	17	84	0	0	28	4	29	23	
本 社	16			8	1	5	2	19			7	1	7	4	
支 所	0							0							
管理事務所	64			23	3	23	15	65			21	3	22	19	

5. 長野県出資等外郭団体「改革基本方針」による方向性

(1) 改革基本方針とスケジュール

長野県による公社の改革方針の概要は「県関与の廃止」である。

スケジュールは下記のとおりである。

表 2-7-2 改革基本方針のスケジュール

平成 16 年度から	土木部長の理事長併任を見直し、県派遣職員を縮減 組織のスリム化 支所体制を見直し、県職員の職免従事を廃止 プロパー職員の係長級への登用
平成 19 年度から	市町村の要請を踏まえ受託業務を見直し、管理・監督業務、積算業務等に特化
平成 20 年度から	流域下水道維持管理業務を見直し、発注業務は県直接、公社は民間事業者が行う運 転操作の評価・監視業務について県の業務を補完 県の人的関与の廃止

(2) 今後の団体の位置づけと改革の理由、具体策

現在、管理職ポストは県派遣職員が占めているが、早急にプロパー職員の登用を図り、団体としての自立性を高めていくこととする。

また、公社は専門技術職員を単独で配置できない市町村の要請を踏まえて、監理・監督業務、積算業務等の公益事業に特化する。一方、県流域下水道の維持管理については、民間活力のさらなる利用による効率性と維持管理費の削減が求められていることから、県が直接民間事業者が発注し、公社は民間事業者が行う運転操作の評価・監視業務について県の業務を補完することとする。

第3 監査の結果

I. 流域下水道事業費特別会計の収支の状況

1. 流域下水道事業費特別会計の収支の概要

諏訪湖流域下水道、千曲川流域下水道下流処理区、千曲川流域下水道上流処理区及び犀川安曇野流域下水道の4流域下水道を管理する流域下水道事業費特別会計の最近5年間の歳入及び歳出の状況は以下のとおりである。

表 3-1-1 流域下水道事業費 特別会計 実績推移 (歳入歳出決算書より)

(単位：百万円)

項目	H12決算	H13決算	H14決算	H15決算	H16決算
歳入					
負担金	6,243	5,579	5,364	5,402	4,491
流域下水道管理費負担金	2,972	3,313	3,652	3,954	3,526
流域下水道建設費負担金	3,271	2,266	1,712	1,448	964
国庫支出金	9,250	7,269	5,908	3,230	3,330
一般会計繰入金	2,246	2,287	2,421	2,587	2,282
諸収入	360	173	79	26	24
県債	3,089	2,331	1,899	1,169	2,034
繰越金	1,063	772	494	261	545
歳入合計	22,251	18,411	16,166	12,675	12,705
歳出					
流域下水道事業費	19,578	15,801	13,497	9,552	9,672
流域下水道管理費	3,264	3,492	3,630	3,897	3,983
維持管理費(一般会計繰出金を除く)	2,892	2,996	3,041	3,024	3,496
一般会計繰出金	372	496	589	873	487
流域下水道建設費	16,314	12,309	9,867	5,655	5,689
公債費	1,901	2,116	2,407	2,578	2,777
元金	866	1,077	1,364	1,574	1,794
利息	1,035	1,039	1,043	1,004	984
歳出合計	21,479	17,916	15,905	12,130	12,449
歳入－歳出	772	494	261	545	256

*平成16年度の「維持管理費(一般会計繰入金を除く)」には諏訪湖流域下水道及び千曲川流域下水道下流処理区への返還金合計367百万円が含まれている。

【歳入及び歳出の構成要素】

(1) 歳入

ア. 負担金

流域下水道を管理する都道府県が、当該流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部の負担を求めるものが負担金である(下水道法第31条の2第1項)。

このうち、流域下水道の維持管理費相当額部分について関連市町村から徴収するのが「流域下水道維持管理負担金」であり、県の流域下水道管理者と市町村の公共下水道管

理者が協定により定めた負担金単価に汚水排除量を乗じて算定される。

また、流域下水道の終末処理場等の建設費については国庫補助金を除いた部分を県と関連市町村で分担して負担することとなるが、この市町村負担部分が「流域下水道建設費負担金」である。

イ. 国庫支出金（国庫補助金）

流域下水道の終末処理場、ポンプ場、菅渠等の建設経費の国庫負担部分をいう。

ウ. 一般会計繰入金

以下の3要素から構成されている。

（ア）公債費相当額

上述したように流域下水道関連施設等の建設費については、国及び市町村負担分以外を県で負担するが、この建設費の財源は地方債を発行することによって調達される。過去に発行した県債の当該年度における元本償還額及び支払利息相当額を一般会計から繰入れるものである。この一般会計からの負担を原資に特別会計から公債費が支払われることになる。

（イ）維持管理費不足金充当額

下水道事業については特別会計を設けて経理を行い、原則として独立採算を前提とした経営を行うことが必要とされており（地方財政法第6条）、各流域で発生する流域下水道維持管理費は、それぞれの関連市町村から徴収する「流域下水道維持管理負担金」で賄うことが原則である。しかし、供用開始後それほど時が経過しておらず普及率が低い段階では汚水発生量が少ないため水量単位あたりの処理原価は著しく高くなる。このような供用開始後間もない流域において、単年度での独立採算制を維持すべく、その処理原価（維持管理費）全てを市町村から回収しようとする、汚水発生量が少ないため最終的には下水道サービスの需要者が負担できないような高額な負担金単価の設定を余儀なくされる。しかし、本来、下水道のような大規模事業においては、先行投資にかかる費用は初期利用者に全て負担させるのではなく、将来の利用者も負担させることにより世代間の公平性を保つ必要がある。

このような観点から、長期的観点からは独立採算制を維持することを前提とするものの、事業立ち上げ初期の段階ではその維持管理費の全額を回収することを前提としない負担金単価が設定されることになる。この場合に流域下水道事業費特別会計に収支不足が生じることになるが、これを穴埋めするのが「一般会計繰入金」である。長期的な独立採算を前提とするため、この繰入金はいわば一般会計からの借入金であり、将来の負

担金収入から一般会計に返還することが予定されているものである。

具体的には、県は維持管理費について、当初の負担金額を抑えるため、各流域毎に関連市町村全てが供用を開始してから概ね 10 年で維持管理費（資本費を除く）の累積赤字を解消するように、原則 3 年毎に市町村と協議し、負担金単価の見直しを行っている。

（ウ）建設費

建設事業の大部分を占める国庫補助事業については、県負担の建設費は原則的には起債により賄われるが、県単独事業に関しては起債によらずに財源措置を行う割合が高くなっている。この起債によらない建設費の措置が一般会計からの繰入により行われる。

エ．諸収入

市町村からの土木費受託事業収入及びその他の雑収入をいう。

オ．県債

当該年度の起債による建設費財源調達額である。建設費のうち県負担分に充当される。

下水道事業はその初期段階に集中的な投資が必要となるが、一旦処理場等の設備が整うとその事業効果は長期に渡るため、建設費の財源は起債により調達し、その償還を将来にわたり行うことにより、現在の住民のみでなく将来のサービス受益者にも相応の負担をさせることにより世代間の公平を図ることができる。長野県においても流域下水道建設費は、国庫及び市町村負担分以外について原則として地方債の発行により充当されている。

カ．繰越金

流域下水道事業特別会計の当該年度における歳入超過額である。

（2）歳出

流域下水道事業費特別会計の歳出項目は、当該年度の純粋な事業経費である「流域下水道事業費」と当該年度の県債償還額及び支払利息額である「公債費」（資本費）のふたつに大きく分類される。前者は維持管理経費及び建設経費から成るが、維持管理経費には各流域下水道で発生した純粋な経費以外に一般会計繰出金が含まれる。

一般会計繰出金は、事業立ち上げ初期の段階で市町村からの流域下水道維持管理費負担金では実際の流域下水道維持管理費を賄えない場合に、不足額を一般会計繰入金という形で借り入れていた費用の返済額にあたる。

最近 5 年間の歳出の推移を見ると、特別会計の収支規模は年々縮小傾向にあることがわ

かる。この一番の原因は流域下水道事業費のうちの流域下水道建設費の減少にあるが、これは長野県の流域下水道事業が建設の時代から維持管理の時代に入っていることによる。以下に示すように、4つの流域下水道の中で最も新しい犀川安曇野流域下水道の終末処理場が平成5年に建設着手され平成11年には流域全市町村に供用が開始されている。下水道事業は事業立ち上げの段階で集中的な投資が必要な事業であり、維持管理の時代に入っている平成16年度における建設費は施設整備が必要であった平成12年度と比較すると約3分の1(33.8%)となっている。

表 3-1-2 各流域下水道の建設着手及び供用開始時期

流域下水道	建設着手	一部市町村 供用開始	全市町村 供用開始
諏訪湖流域下水道	昭和47年	昭和54年	平成5年
千曲川流域下水道下流流域	昭和61年	平成3年	平成6年
千曲川流域下水道上流流域	平成2年	平成8年	平成12年
犀川安曇野流域下水道	平成5年	平成9年	平成11年

一方、もうひとつの流域下水道事業費である流域下水道管理費は、普及率・接続率の上昇による汚水処理量の増加により増加傾向にある。4流域合計の有収水量は平成12年度が39,628千 m^3 、平成16年度で51,637千 m^3 であり、約30%の増加となっており、一般会計への繰出金を除いた流域下水道維持管理費は平成12年度が2,889百万円、平成16年度で3,127百万円と約8%増加している。有収水量の増加幅に比べ管理費のそれが小さいのは、普及率の高まりによる固定的経費の負担低減による効果と考えられ、4流域全体の処理原価は平成12年度が72.9円/ m^3 、平成16年度が60.6円/ m^3 となっている。

終末処理施設等の建設のための起債は平成10年度をピークに減少傾向にあるが、県債の償還額及び利息の支払額の合計である公債費は平成12年度が1,901百万円、平成16年度が2,777百万円であり、約46%増加している。流域下水道事業に係る起債、償還、及び利払いの状況を次に見ていく。

2. 流域下水道に係る県債の起債額、償還額及び残高

流域下水道事業に係る平成16年度末に存在する県債の起債額、償還額及び残高の状況及び公債費の状況は以下のとおりである。

図 3-1-1 県債の起債額・償還額及び残高（全流域下水道合計）

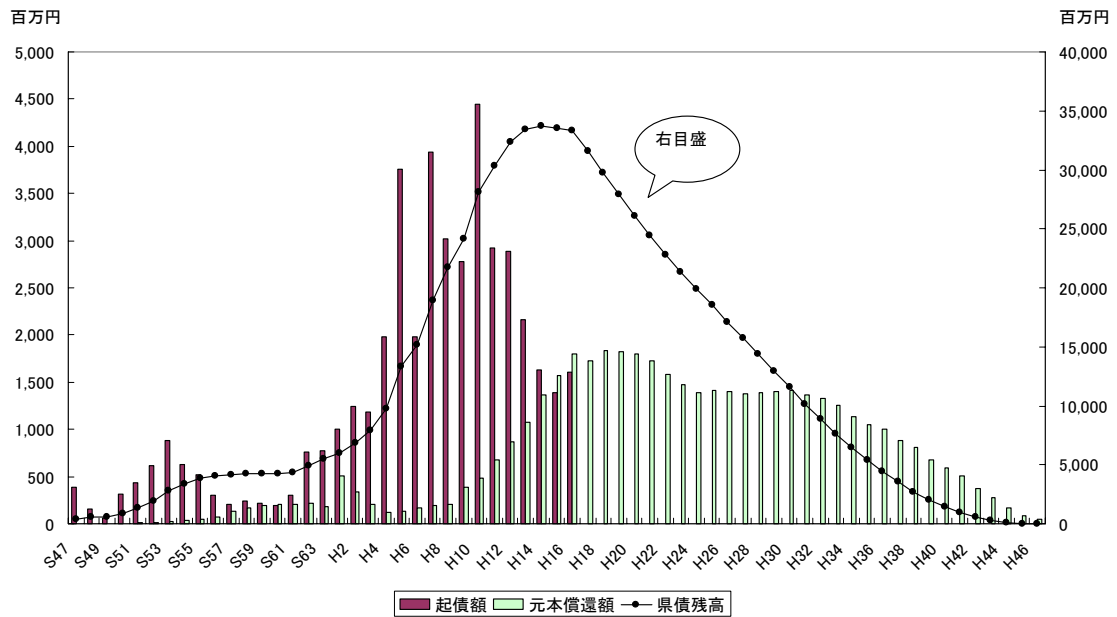
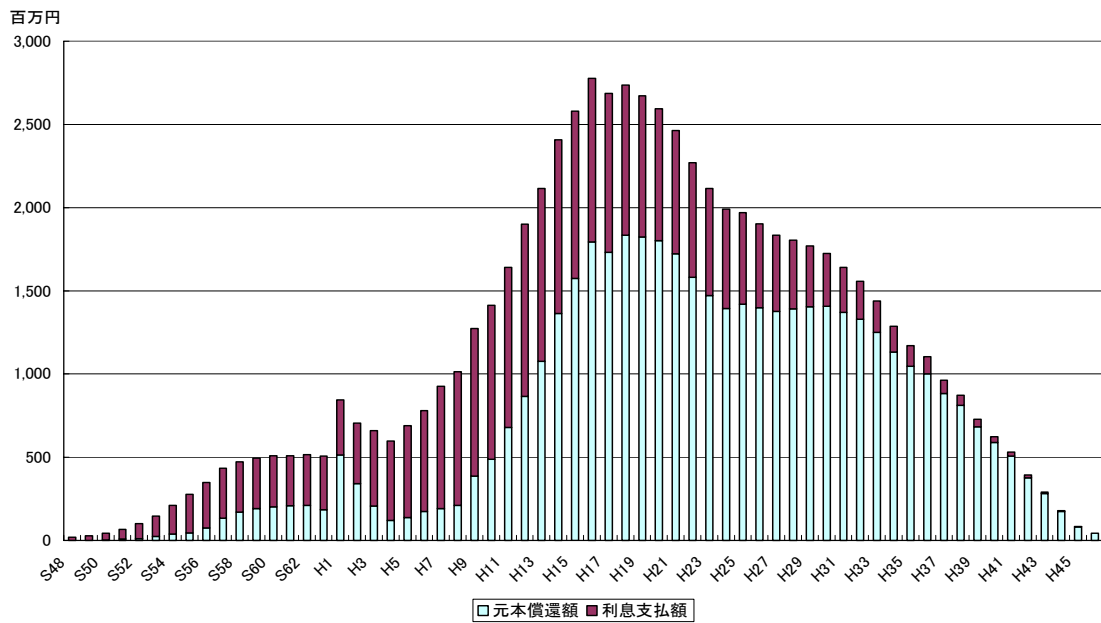


図 3-1-2 公債額（全流域下水道合計）



平成 16 年度末までの起債総額は 44,931 百万円で、うち 11,623 百万円を償還している。現在までの総利息支払額は 15,376 百万円である。今後約 30 年で 33,309 百万円の元本償還及び 10,119 百万円の利払いが必要となっている。

3. 各流域下水道の収支等の概況

(1) 諏訪湖流域下水道

表 3-1-3 収支等の状況（諏訪湖流域下水道）

（金額単位：百万円）

年次	負担金 単価 (円/㎡)	有収 水量 (千㎡)	負担金 等収入	維持 管理費	単年度 収支	累積 収支	処理 原価 (円/㎡)	資本費 算入額	返還額	起債額	元本 償還額	県債 残高	利息 支払額	公債費計 (元利計)
S47										382		382		
S48										154		536	19	19
S49										62		598	29	29
S50										315	3	910	40	43
S51										440	8	1,342	58	66
S52										620	10	1,952	91	101
S53										887	23	2,816	124	147
S54	37.00	61	2	124	-122	-122	2,036.38			624	38	3,402	172	211
S55	37.00	1,086	40	246	-205	-327	226.23			524	46	3,880	230	277
S56	37.00	3,294	124	267	-143	-470	81.05			298	75	4,103	273	348
S57	37.00	5,734	212	315	-103	-573	54.94			203	134	4,172	300	433
S58	44.00	7,960	337	362	-25	-598	45.53			241	170	4,243	302	473
S59	44.00	10,226	450	457	-7	-605	44.66			223	192	4,274	302	494
S60	44.00	12,249	539	484	56	-549	39.48			189	201	4,262	307	509
S61	46.00	13,245	605	498	107	-442	37.60			134	208	4,187	301	509
S62	46.00	14,378	662	536	126	-316	37.25			219	211	4,195	296	508
S63	46.00	15,787	727	629	97	-219	39.85			155	185	4,165	295	480
H1	47.38	17,517	826	690	136	-83	39.40			182	513	3,834	272	786
H2	47.38	18,159	861	768	93	11	42.28		11	254	342	3,746	251	593
H3	47.38	18,703	887	855	31	42	45.74		31	279	205	3,820	275	480
H4	51.50	20,058	1,011	1,011			50.40			544	116	4,248	249	365
H5	51.50	20,479	1,055	1,141	-86	-86	55.72			617	125	4,740	263	388
H6	51.50	23,551	1,222	1,257	-35	-121	53.39			273	143	4,870	266	409
H7	55.62	24,368	1,346	1,319	27	-94	54.12			766	145	5,492	278	423
H8	55.62	25,520	1,422	1,393	30	-64	54.58			596	143	5,944	282	425
H9	56.70	25,705	1,454	1,440	14	-50	56.01			517	182	6,280	291	473
H10	60.90	26,430	1,564	1,505	59	9	56.96		9	1,164	211	7,233	291	502
H11	60.90	26,565	1,618	1,553	66	74	58.44		66	806	254	7,786	291	544
H12	60.90	27,527	1,677	1,579	98	172	57.37		98	783	296	8,273	303	598
H13	61.95	27,302	1,692	1,544	148	320	56.56		148	678	339	8,612	297	637
H14	61.95	27,306	1,700	1,552	148	468	56.83		148	578	413	8,777	296	709
H15	61.95	27,645	1,713	1,465	247	716	53.01		140	395	451	8,721	280	731
H16	52.50	28,276	1,485	1,425	60	775	50.40		60	492	507	8,706	269	776
H17以降											8,706		2,566	11,272
合計		469,131	25,232	24,415	—	—	—	710	107	14,595	14,595	—	10,162	24,757

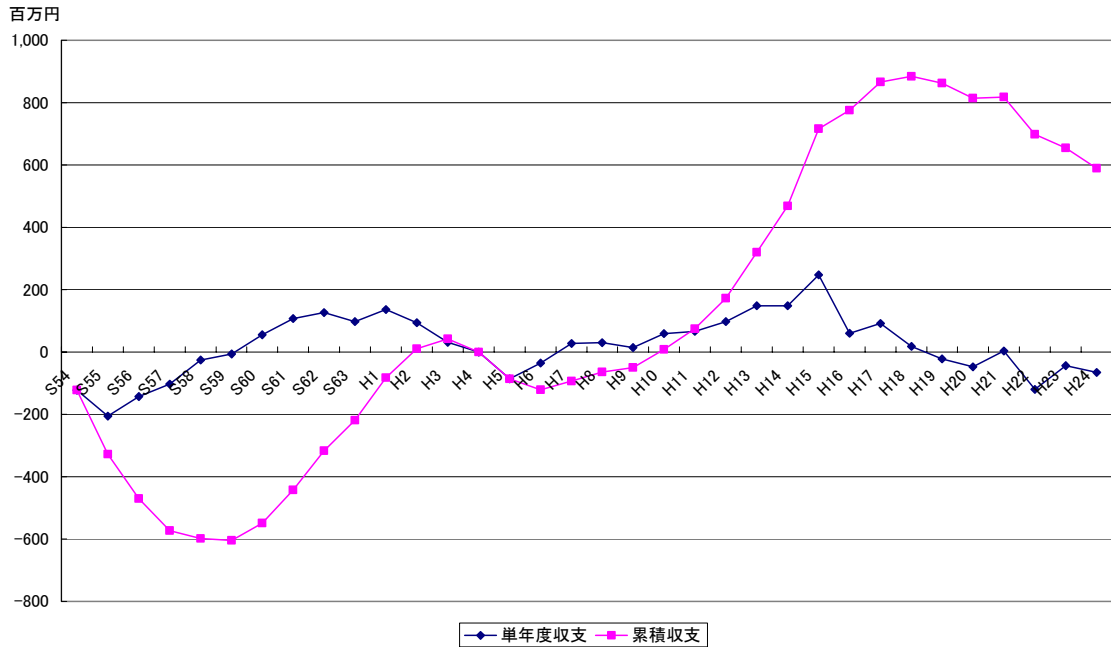
諏訪湖流域下水道では、供用開始後 7 年目にあたる昭和 60 年度に維持管理費が単年度黒字に転じ、平成 2 年度には累積赤字を解消している。流域関連市町村と県との協定により、平成 3 年度以降、負担金収入が維持管理費を上回った額は、資本費算入額として県の当該年度起債償還利子額の 2 分の 1 を限度として当該利子に充当することとされており、この協定に従って平成 16 年度までに資本費として算入された実績は 709,728 千円である。なお、平成 15 年度は資本費算入限度額 139,952 千円（起債償還利子額 279,904 千円の 2 分の 1）に対し、単年度余剰額が 247,385 千円発生したため、超過額の 107,433 千円を流域関連市町村に返還している。

ア. 維持管理費の収支の状況

維持管理費に係る過去及び平成 24 年度までの計画に基づく将来収支及び維持管理費

と公債費の発生概要は以下のとおりである。なお、将来の負担金収入額算定の基礎となる負担金単価は平成 16 年度における単価（52.5 円/m³）の継続を前提としている。

図 3-1-3 収支差額（負担金収入－維持経費）推移（諏訪湖流域下水道）



なお、このグラフの上では資本費充当前の累積収支額を示しているが、実際には先に示したように平成 16 年度までに 709,728 千円が資本費に充当されている。

イ. 維持管理費と公債費の発生概要

図 3-1-4 維持管理費と公債費（諏訪湖流域下水道）

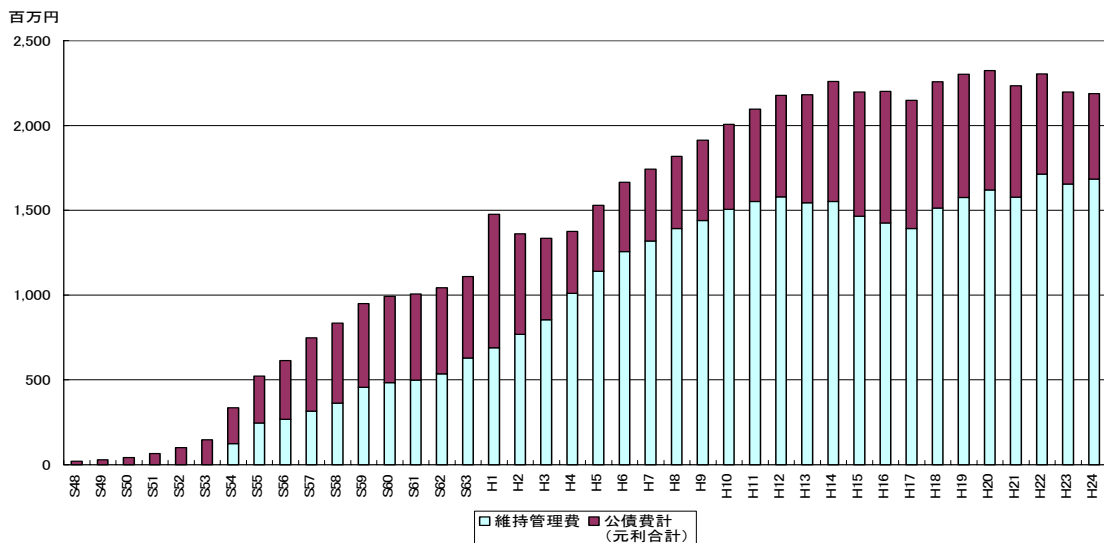
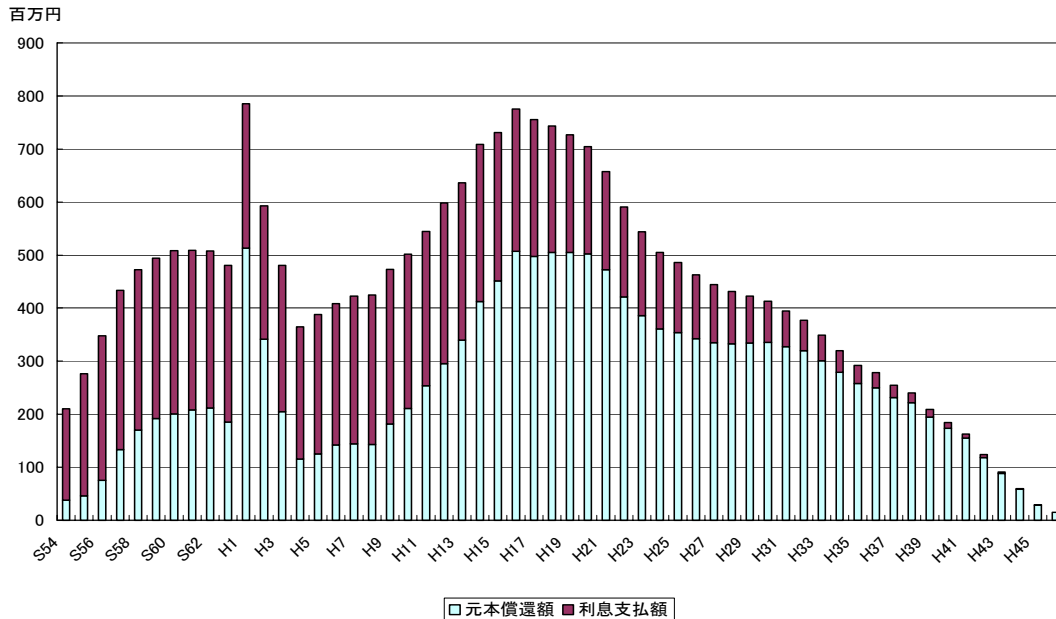


表 3-1-4 維持管理費に対する公債費の割合（諏訪湖流域下水道）

（単位：百万円）

	① 維持管理費	② 県債償還額	③ 利息支払額	④(②+③) 公債費計	⑤(④/①) 割合
平成16年度まで(実績)	24,415	5,888	7,601	13,489	55.2%
平成17から24年度まで(計画)	12,726	3,651	1,577	5,228	41.1%
平成24年度まで合計	37,141	9,539	9,178	18,717	50.4%
平成25年度以降	—	5,055	989	6,044	—
総合計	—	14,595	10,167	24,761	—

図 3-1-5 公債費（諏訪湖流域下水道）



(2) 千曲川流域下水道下流処理区

表 3-1-5 収支等の状況（千曲川下流処理区）

（金額単位：百万円）

年次	負担金 単価 (円/㎡)	有収 水量 (千㎡)	負担金 等収入	維持 管理費	単年度 収支	累積 収支	処理 原価 (円/㎡)	資本費 算入額	返還 額	起債額	元本 償還額	県債 残高	利息 支払額	公債費計 (元利計)
S61										169		169		
S62										544		713	7	7
S63										615		1,328	26	26
H1										823		2,151	57	57
H2										995		3,146	112	112
H3	72.10	262	19	266	-247	-247	1,015.40			910		4,056	178	178
H4	72.10	735	53	324	-270	-518	440.10			1,433	4	5,485	229	232
H5	72.10	1,299	95	354	-259	-777	272.78			2,838	13	8,310	288	301
H6	82.40	2,044	166	381	-214	-992	186.33			1,482	30	9,761	337	367
H7	82.40	2,805	231	437	-206	-1,198	155.95			2,335	47	12,049	440	487
H8	82.40	3,776	311	498	-187	-1,385	131.98			1,764	67	13,747	493	560
H9	98.70	5,288	510	545	-34	-1,419	103.05			1,554	193	15,108	547	739
H10	98.70	6,325	624	584	40	-1,379	92.35			2,309	262	17,156	572	833
H11	98.70	7,103	701	593	109	-1,270	83.44			1,413	378	18,191	593	971
H12	108.15	8,344	890	621	270	-1,000	74.39			1,505	493	19,203	633	1,126
H13	108.15	9,051	979	628	351	-649	69.37			966	618	19,551	634	1,252
H14	108.15	9,714	1,051	606	445	-204	62.41			731	775	19,507	632	1,406
H15	108.15	10,344	1,119	655	464	260	63.28		260	759	895	19,370	611	1,507
H16	61.95	11,024	683	697	-14	-14	63.26			906	1,014	19,262	601	1,616
H17以降											19,262		6,249	25,512
合計		78,116	7,436	7,190	—	—	—	0	260	24,051	24,051	—	13,238	37,289

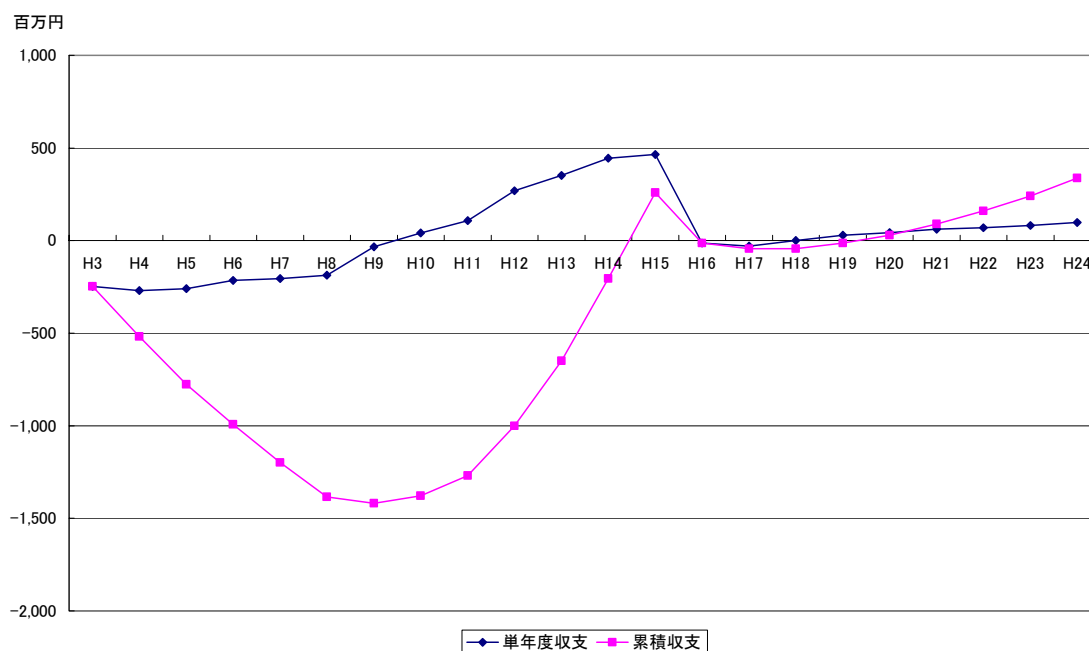
* 「起債額」、「元本償還額」、「県債残高」、「利息支払額」及び「公債費計」の情報は千曲川流域下水道下流処理区及び上流処理区の両処理区合計に係るものである。

千曲川流域下水道下流処理区は平成 3 年 3 月に一部供用が開始され、全市町村に供用が開始された平成 6 年 5 月から約 9 年後の平成 15 年度に累積赤字を解消し、260,000 千円の余剰金が発生した。諏訪湖流域下水道においては、市町村との協定で余剰金については定められた範囲で資本費に充当することとされていたが、この処理区ではそのような協定が結ばれておらず、県と流域関連市町村との協議の結果、余剰金全額を市町村に返還している。

ア. 維持管理費の収支の状況

維持管理費に係る過去及び平成 24 年度までの計画に基づく将来収支及び維持管理費と公債費の発生概要は以下のとおりである。なお、将来収支算定の基礎となる負担金単価は平成 16 年度の負担金単価 61.95 円/m³の継続を前提としている。

図 3-1-6 収支差額（負担金収入－維持管理費）推移（千曲川下流処理区）



平成 15 年度中に累積赤字を解消しことを受け、平成 16 年度に負担金単価を 108.15 円/m³から 61.95 円/m³に大幅に減額している。この改定は基本的に資本費を除く維持管理費を賄うことを前提とした単価設定となっている。

(3) 千曲川流域下水道上流処理区

表 3-1-6 収支等の状況 (千曲川上流処理区)

(金額単位：百万円)

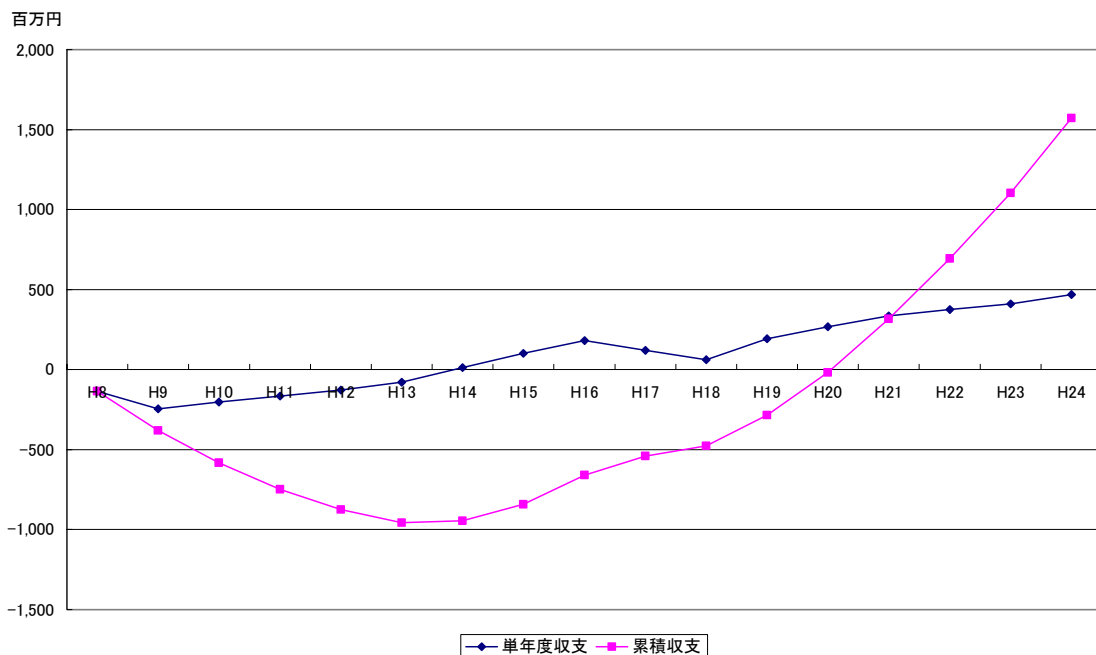
年次	負担金 単価 (円/㎡)	有収 水量 (千㎡)	負担金 等収入	維持 管理費	単年度 収支	累積 収支	処理 原価 (円/㎡)	資本費 算入額	返還額	起債額	元本 償還額	県債 残高	利息 支払額	公債費計 (元利計)
S61										169		169		
S62										544		713		7
S63										615		1,328	26	26
H1										823		2,151	57	57
H2										995		3,146	112	112
H3										910		4,056	178	178
H4										1,433	4	5,485	229	232
H5										2,838	13	8,310	288	301
H6										1,482	30	9,761	337	367
H7										2,335	47	12,049	440	487
H8	100.94	21	2	137	-135	-135	6,523.82			1,764	67	13,747	493	560
H9	102.90	315	34	279	-245	-380	885.22			1,554	193	15,108	547	739
H10	102.90	833	86	288	-202	-582	345.64			2,309	262	17,156	572	833
H11	102.90	1,507	155	322	-166	-749	213.50			1,413	378	18,191	593	971
H12	108.15	2,218	239	366	-127	-876	164.99			1,505	493	19,203	633	1,126
H13	108.15	3,217	348	428	-80	-956	133.06			966	618	19,551	634	1,252
H14	108.15	4,360	474	463	11	-944	106.07			731	775	19,507	632	1,406
H15	108.15	5,366	583	481	102	-842	89.59			759	895	19,370	611	1,507
H16	108.15	6,704	729	548	182	-660	81.72			906	1,014	19,262	601	1,616
H17以降											19,262		6,249	25,512
合計		24,541	2,651	3,311	—	—	—	0	0	24,051	24,051	—	13,238	37,289

* 「起債額」、「元本償還額」、「県債残高」、「利息支払額」及び「公債費計」の情報は千曲川流域下水道下流処理区及び上流処理区の両処理区合計に係るものである。

ア. 維持管理費の収支の状況

千曲川流域下水道上流処理区は平成 8 年 10 月に一部供用が開始され、平成 13 年 3 月に全市町村に対し供用が開始されている。平成 14 年度に初めて単年度収支が黒字となったが、累積赤字を解消するため、それ以降も負担金単価は減額していない。平成 17 年度まで現行の負担金単価 (108.15 円/㎡) を維持し、平成 18 年度以降 101.85 円/㎡の単価を仮定した収支概要は以下のとおりであるが、平成 20 年度に単価の見直しを行い、平成 22 年度での累積赤字解消を見込んでいる。

図 3-1-7 収支差額 (負担金収入－維持管理費) 推移 (千曲川上流処理区)



イ. 維持管理費と公債費の発生概要（下流、上流処理区合計）

千曲川流域下水道下流処理区及び上流処理区を合計した場合の維持管理費及び公債費の発生概要は以下のとおりである。

図 3-1-8 維持管理費と公債費（千曲川流域下水道（上流＋下流））

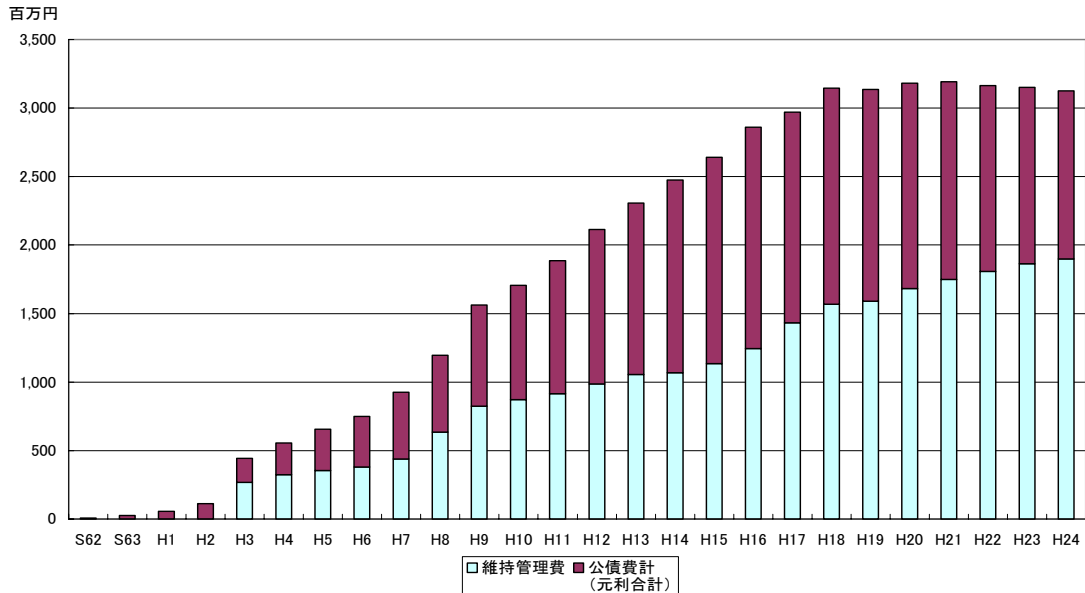
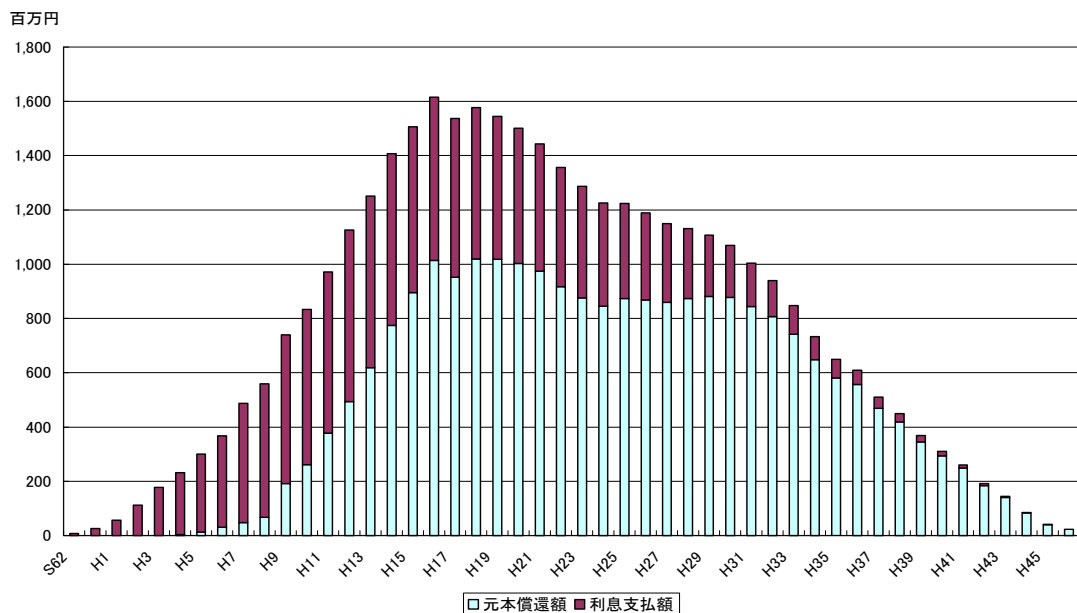


表 3-1-7 維持管理費に対する公債費の割合（千曲川流域下水道（上流＋下流））

(単位:百万円)

	① 維持管理費	② 県債償還額	③ 利息支払額	④(②+③) 公債費計	⑤(④/①) 割合
平成16年度まで(実績)	10,501	4,788	6,996	11,784	112.2%
平成17から24年度まで(計画)	13,591	7,605	3,867	11,472	84.4%
平成24年度まで合計	24,092	12,394	10,863	23,257	96.5%
平成25年度以降	—	11,657	2,382	14,039	—
総合計	—	24,051	13,245	37,296	—

図 3-1-9 公債費（千曲川流域下水道（上流＋下流））



(4) 犀川安曇野流域下水道

表 3-1-8 収支等の状況（犀川安曇野流域下水道）

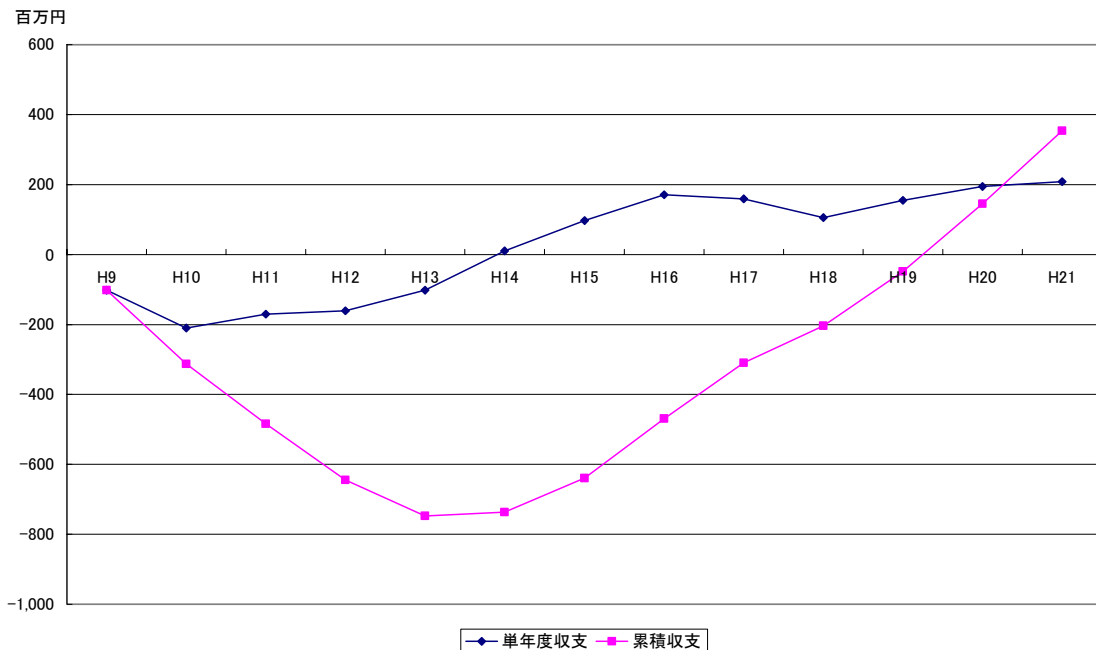
（金額単位：千円）

年次	負担金 単価 (円/m ³)	有収 水量 (千m ³)	負担金 等収入	維持 管理費	単年度 収支	累積 収支	処理 原価 (円/m ³)	資本費 算入額	返還額	起債額	元本 償還額	県債 残高	利息 支払額	公債費計 (元利計)
H5										296		296		
H6										230		526	4	4
H7										841		1,367	16	16
H8										661		2,028	29	29
H9	105.00	10	1	104	-102	-102	10,354.70			708	11	2,725	50	61
H10	105.00	337	36	246	-211	-313	730.66			971	15	3,681	63	78
H11	105.00	801	84	255	-171	-484	318.93			709	47	4,343	78	125
H12	105.00	1,539	162	323	-161	-645	209.80			594	77	4,860	100	177
H13	111.30	2,623	290	392	-102	-747	149.49			518	119	5,259	108	227
H14	111.30	3,815	425	414	11	-736	108.60			318	177	5,400	116	292
H15	111.30	4,803	535	438	97	-640	91.21			231	227	5,404	113	341
H16	111.30	5,633	627	457	170	-469	81.06			209	273	5,340	114	386
H17以降											5,340		1,303	6,643
合計		19,561	2,160	2,629	—	—	—	0	0	6,286	6,286	—	2,094	8,380

ア. 維持管理費の収支の状況

犀川安曇野流域下水道は平成9年12月に供用が開始された4つの流域下水道の中では最も新しい処理区である。平成14年度で単年度黒字に転じており、現在の111.30円/m³の負担金単価の継続を前提とした収支概要は以下のとおりであるが、平成18年度に単価の見直しを行い、平成21年度には累積赤字を解消する見込みである。

図 3-1-10 収支差額（負担金収入－維持管理費）推移（犀川安曇野流域下水道）



イ. 維持管理費と公債費の発生概要

図 3-1-11 維持管理費と公債費（犀川安曇野流域下水道）

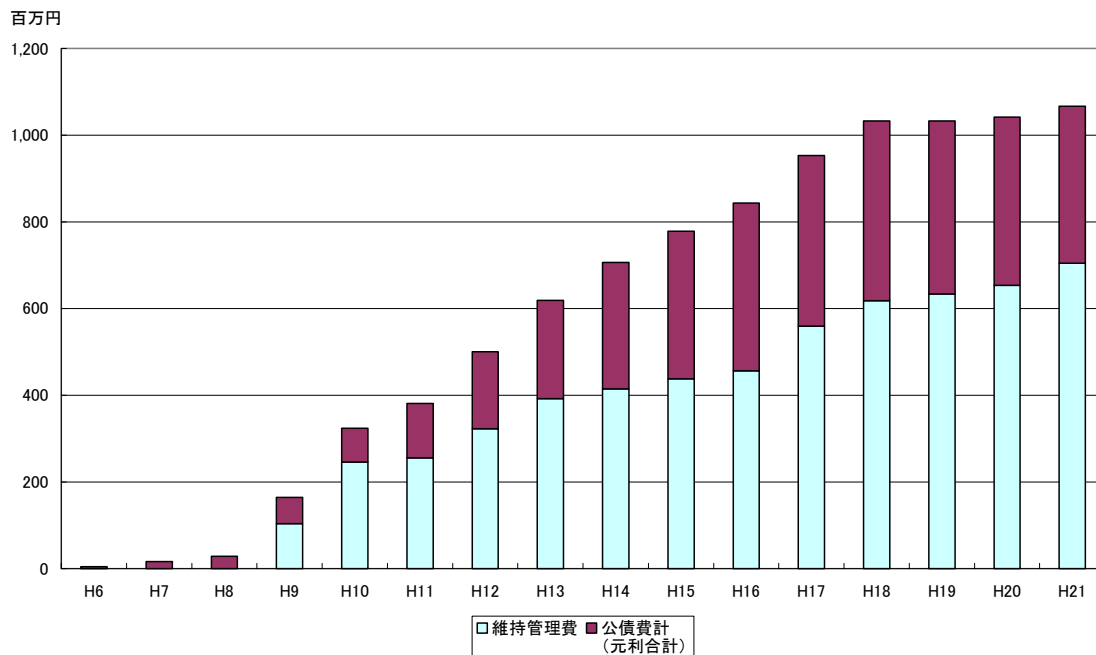
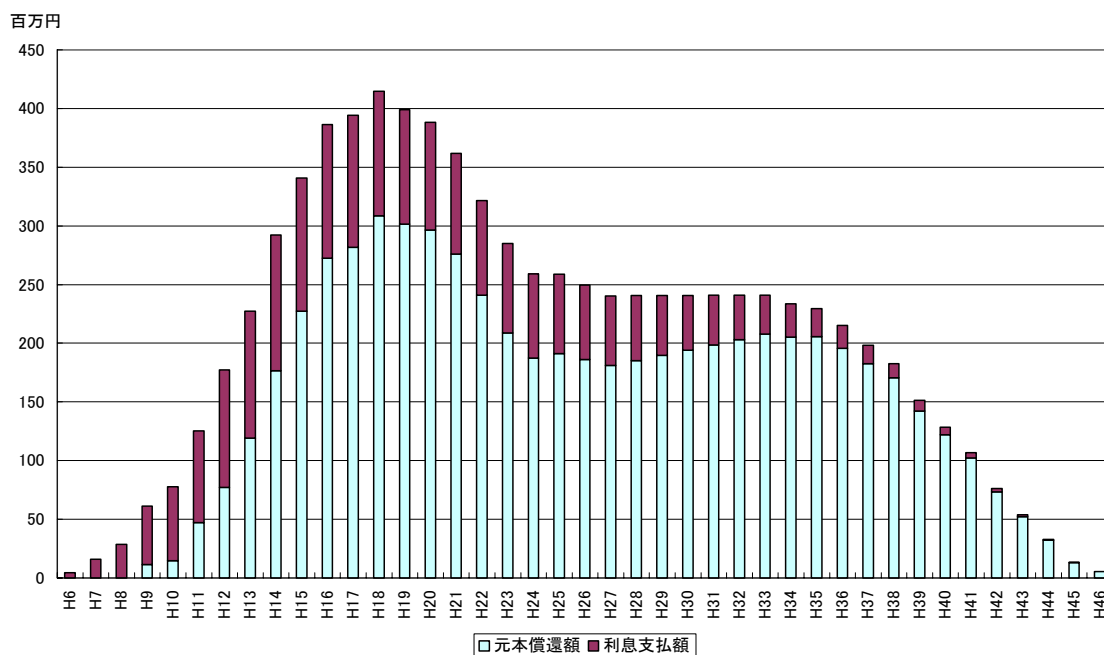


表 3-1-9 維持管理費に対する公債費の割合（犀川安曇野流域下水道）

(単位:百万円)

	① 維持管理費	② 県債償還額	③ 利息支払額	④(②+③) 公債費計	⑤(④/①) 割合
平成16年度まで(実績)	2,629	946	796	1,742	66.3%
平成17から21年度まで(計画)	3,170	1,464	494	1,958	61.8%
平成21年度まで合計	5,799	2,410	1,290	3,700	63.8%
平成22年度以降	—	3,876	810	4,686	—
総合計	—	6,286	2,099	8,385	—

図 3-1-12 収支差額（負担金収入－維持管理費）推移（犀川安曇野流域下水道）



4. 維持管理費の予算と実績について

(1) 概要

公共下水道事業は地方財政法上の公営企業とされており、流域下水道事業もその事業の性格、制度創設の経緯等から見て公共下水道事業に含まれるものと解されている。地方公営企業の経営目的は公共の福祉の増進におかれ、民間企業の場合と異なり営利性は排除されるものの、その目的を達成するために企業としての経済性、すなわち最小の経費をもって最大の効果をあげるといふ経済性原理の発揮が期待されている。そして地方公営企業は独立採算を原則とし、受益者が負担するサービスの対価をもってその経費を賄い、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営することが要請される。従って流域下水道事業において関連市町村（受益者）から徴収する料金たる負担金は公正妥当で、かつ、能率的な経営のもとにおいて発生する適切な経費を基礎としたものでなくてはならない。

流域下水道事業における維持管理費の多くは終末処理場の運転管理及び設備修繕によって発生するものであるが、県はこの業務を4流域下水道の全てにおいて財団法人長野県下水道公社（以下「公社」）に委託している。公社以外の業者への委託業務である汚泥処分委託業務に係る委託費が他の流域に比べ比較的多額となっている犀川安曇野流域下水道を除き、公社への委託金額の全体の維持管理費に占める割合は90%から95%と非常に高い値を示している。

この終末処理場の維持管理に係る業務委託契約は、公社が見積もった流域下水道ごとの運転管理、水質管理、保守点検、修繕業務等の維持管理業務に必要な年間の経費予算について、県建設事務所及び生活排水対策室が査定、調整を行った上、年間発生見込額総額で締結している。ただし、この年度当初の契約額はいわば暫定額であり、翌年の2月補正予算時及び3月末の段階で変更契約を締結し、公社における実際の維持管理業務発生費用で実費精算する形態を採っている。

各流域下水道の維持管理費の直近2年度の維持管理費の予算及び実績を比較した結果は以下のとおりである。

表 3-1-10 維持管理費（諏訪湖流域下水道）

（金額単位：百万円）

	H15年度			H16年度		
	予算	実績	差異	予算	実績	差異
【歳出】						
維持管理費	1,573	1,473	-101 94%	1,421	1,432	11 101%
委託費	1,408	1,347	-61 96%	1,296	1,297	1 100%
建設事務所分	21	22	1 105%	16	29	13 184%
汚泥等処分委託	7	10	3 145%	9	11	2 123%
その他	14	12	-2 85%	7	18	11 264%
下水道公社委託分	1,387	1,325	-62 96%	1,280	1,268	-12 99%
人件費	114	95	-19 84%	102	88	-13 87%
需用費	746	740	-6 99%	664	695	31 105%
委託料	507	473	-35 93%	496	470	-26 95%
その他	19	17	-2 88%	19	15	-4 78%
工事請負費	153	110	-43 72%	88	93	5 106%
その他	12	16	3 128%	37	42	5 113%
繰出金	141	247	106 175%	80	60	-20 75%
利子負担分	0	0	0	0	0	0
資本費算入額	141	140	-1 99%	80	60	-20 75%
市町村への返還額	0	107	107	0	0	0
歳出合計	1,715	1,720	6 100%	1,501	1,492	-9 99%
【歳入】						
負担金	1,714	1,720	6 100%	1,500	1,491	-9 99%
維持管理負担金(流域)	1,707	1,713	5 100%	1,493	1,485	-9 99%
維持管理負担金(汚泥)	7	7	1 113%	7	7	0 100%
利子負担金	0	0	0	0	0	0
雑入	1	0	-1	1	0	-1
繰入金	0	0	0	0	0	0
歳入合計	1,715	1,720	6 100%	1,501	1,492	-9 99%

表 3-1-11 維持管理費（千曲川流域下流処理区）

（金額単位：百万円）

	H15年度			H16年度		
	予算	実績	差異	予算	実績	差異
【歳出】						
維持管理費	770	655	-116 85%	707	697	-10 99%
委託費	765	651	-115 85%	683	675	-8 99%
建設事務所分	23	14	-9 60%	16	10	-6 62%
下水道公社委託分	742	637	-105 86%	667	665	-2 100%
人件費	91	69	-22 76%	73	71	-1 98%
需用費	335	272	-63 81%	259	308	50 119%
委託料	294	280	-14 95%	317	271	-46 85%
その他	22	16	-6 73%	19	14	-4 78%
工事請負費	0	0	0	0	0	0
その他	5	4	-1 76%	24	23	-2 93%
繰出金	402	464	63 116%	4	0	-4 0%
利子負担分	0	0	0	0	0	0
累積赤字解消分	402	464	63 116%	4	0	-4
歳出合計	1,172	1,119	-53 95%	711	697	-13 98%
【歳入】						
負担金	1,172	1,119	-53 95%	711	683	-28 96%
維持管理負担金(流域)	1,172	1,119	-53 95%	711	683	-28 96%
維持管理負担金(汚泥)	0	0	0	0	0	0
利子負担金	0	0	0	0	0	0
雑入	0	0	0	0	0	0
繰入金	0	0	0	0	14	14
歳入合計	1,172	1,119	-53 95%	711	697	-13 98%

表 3-1-12 維持管理費（千曲川流域上流処理区）

（金額単位：百万円）

	H15年度			H16年度		
	予算	実績	差異	予算	実績	差異
【歳出】						
維持管理費	579	481	-99 83%	619	548	-71 88%
委託費	568	475	-93 84%	595	528	-67 89%
建設事務所分	24	16	-7 70%	20	16	-4 79%
下水道公社委託分	544	458	-86 84%	575	512	-62 89%
人件費	81	68	-12 85%	72	68	-4 95%
需用費	220	162	-58 74%	251	210	-42 83%
委託料	225	214	-12 95%	235	220	-16 93%
その他	18	15	-4 80%	16	15	-1 91%
工事請負費	0	0	0	0	0	0
その他	12	6	-6 50%	24	20	-5 81%
繰出金	0	103	102	132	182	50 138%
利子負担分	0	0	0	0	0	0
累積赤字解消分	0	102	102	132	182	50 138%
歳出合計	580	583	4 101%	751	730	-22 97%
【歳入】						
負担金	565	580	16 103%	748	725	-23 97%
維持管理負担金(流域)	564	580	16 103%	748	725	-23 97%
維持管理負担金(汚泥)	0	0	0	0	0	0
利子負担金	0	0	0	0	0	0
雑入	0	3	3	3	4	1
繰入金	15	0	-15	0	0	0
歳入合計	580	583	4 101%	751	730	-22 97%

表 3-1-13 維持管理費（犀川安曇野流域下水道）

（金額単位：百万円）

	H15年度			H16年度		
	予算	実績	差異	予算	実績	差異
【歳出】						
維持管理費	622	438	-184 70%	565	457	-109 81%
委託費	617	435	-181 71%	564	445	-119 79%
建設事務所分	158	86	-72 55%	130	94	-36 72%
下水道公社委託分	459	349	-110 76%	434	352	-83 81%
人件費	86	71	-15 83%	73	55	-19 74%
需用費	183	116	-67 63%	176	130	-46 74%
委託料	174	151	-24 87%	171	157	-15 91%
その他	15	11	-4 74%	13	11	-2 81%
工事請負費	0	0	0	0	0	0
その他	5	3	-2 54%	1	11	10 917%
繰出金	0	97	97	88	171	83 194%
利子負担分	0	0	0	0	0	0
累積赤字解消分	0	97	97	88	170	83 194%
歳出合計	622	535	-87 86%	653	627	-26 96%
【歳入】						
負担金	564	535	-30 95%	653	627	-26 96%
維持管理負担金(流域)	564	535	-30 95%	653	627	-26 96%
維持管理負担金(汚泥)	0	0	0	0	0	0
利子負担金	0	0	0	0	0	0
雑入	0	0	0	0	0	0
繰入金	57	0	-57	0	0	0
歳入合計	622	535	-87 86%	653	627	-26 96%

(2) 意見

表 3-1-10～13 の予算欄「下水道公社委託分」が年度当初の契約金額であり、公社の積算した「下水道公社委託料内訳書」を基礎に県の査定を通じて予算措置されているものである。この委託料内訳書は、翌年度の計画上の業務量を前提に、科目ごとの見積額及びその積算内容の詳細な説明を示した上で前年度の予算額との対比を行っており、能率的な経営のもとにおいて発生する適切な経費を基礎とした費用発生見込みとなっているか否かの判断が必要とされる予算査定の基礎資料として十分機能しているものと考えられる。

ただし、予算が如何に精緻に算定されようと、業務量には汚水処理量等の多寡により変動する要素も含まれており、また、事業の公共性から突発的な事象に対応するために、予算上ある程度の余裕を持つことを余儀なくされるため、維持管理費の予算値と実際発生額は当然異なることとなる。このため、県は、1 年間の業務委託期間が終了した時点で委託管理費実際発生額が効率的な業務運営から生じたものか否かを、実際の業務量を前提に再査定する必要があるものと考えられる。この点に関し、現状では、公社からの日報による業務報告や口頭での報告等に基づき、効率的な維持管理業務が行われているかどうかの実質的なチェックは行われているものの、年度末の実費精算の前提となる実際発生経費の妥当性の検討という財務面に対するチェックの過程については、予算及び実績の差異に関する簡単なコメントが記された資料が残っているのみであり、年度当初の予算査定の場合のような詳細な検討資料は残っていない。

年度末には実費精算が行われることにより公社に会計上の利益が残らない契約形態となっているため、受益者負担金ないし税金が公社という一法人に蓄積されることが無いようにも見えるが、実際発生業務量に基づく再査定行為を前提としない委託料の実費精算という仕組みは、一般的には実際の経費発生額が当初予算の範囲内であればそこまでの委託費は保証されるという意味で、受託先にとって経費削減ないし効率性追求のインセンティブが働きにくく、良好な能率の下における業務遂行がなされない可能性があるという構造的な特質を持っているものといえる。従って、県はこのような構造を持つ仕組みの中でも公社が効率的な維持管理業務を行っていることを確認し、その確認の内容を外部に説明可能な形で残すべきである。

最近 2 年間の公社に対する業務委託費の予算と実績を比較すると、諏訪湖流域下水道及び平成 16 年度の千曲川流域下水道下流処理区を除き、当初予算金額に対し 10%から 25%弱の大幅な執行残が発生している。これは供用開始時期が比較的古い 2 流域では急激な普及率の増加もなく管理業務も安定した状態を想定できるため、予算と実績に大きな差異が生じないのに対し、残りの 2 流域では現状でも普及段階にあり、年度当初に精度の高い業務発生量及び経費発生額を予測することが困難な状況にあるためと思われる。しかし、このような、当初の経費発生見込額（予算）に比べ実際の経費発生額のほうが少ないという状況においては、上述したように、効率的な業務運営が当然には保証されないため、年度

末の精算時点において詳細な再査定を行うことが望まれる。このためには、財務的な観点からその業務の効率性を判断できるような要素を公社からの報告様式に追加する等、現在の公社からの報告様式の見直しや詳細化を検討し、実際の業務発生量と経費発生の対応関係の合理性をより客観的に説明できるような工夫が望まれる。

5. 公債費の負担について

(1) 現状

下水道法上、流域下水道を管理する都道府県は、当該流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができるとされている（下水道法第 31 条の 2）。

ただし、流域下水道についてはその広域根幹性を考慮し、関係市町村に負担させるべき額はその建設に要する費用の 2 分の 1 以下の額とするように求める昭和 46 年都市局長通達に基づき、長野県においても流域下水道事業の終末処理場や管渠等の建設に要する費用については、原則として国庫補助金により手当てされる部分以外を県と関係市町村で折半して負担している。

また、流域下水道の供用開始以後は、市町村から負担金を徴収し流域下水道事業費を賄うこととなるが、現在のところ諏訪湖流域下水道を除き負担金により公債費（資本費ともいう。県債償還額及び支払利息額）を回収する協定は結ばれておらず、純粋に維持管理費部分が回収対象となっている。

(2) 意見

一方、公共下水道事業は地方財政法上の公営企業として位置づけられており（地方財政法施行令第 12 条）、適正な経費負担区分を前提とした独立採算制の原則が適用される（地方財政法第 6 条）。流域下水道事業は、その事業の性格及び制度創設の経緯等から地方財政法上の公共下水道に含まれると解されることから、その事業遂行に当たってこの独立採算の原則が適用されることとなる。

地方財政法第 6 条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第 5 条の規定による地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

ここで適正な経費負担区分とは、受益者から徴収する料金によって賄うことが適当でない一般行政的な経費や、公共の福祉の観点から採算を無視しても実施することが必要となる事業に係る経費等について、収入で賄うべき経費の範囲から除外し、一般会計から負担することをいう。

下水道事業については、雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額を一般会計が負担すべきものとする「雨水公費・汚水私費の原則」を古くからの基本原則とするが、流域下水道事業については広域的な水質保全を図る観点からその整備を推進するため、その建設改良費に関して、補助事業については当該年度の地方負担額の40%を、単独事業については10%を一般会計が負担することとされている。ただし、平成12年度以降の実施事業については、一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に下水道事業債（臨時措置分）を措置することとされており、当該事業債の元利償還金に相当する額を一般会計から繰出すこととされている（「平成16年度の地方公営企業繰出金について（総務省自治財政局長通知）」）。

従って、公営企業の独立採算制を貫けば、下水道事業から発生する経費については、上記の地方公営企業繰出し基準にいう公費負担分（建設負担金の40%（単独事業10%））を除き当該企業の経営に伴う収入（流域下水道に関して県の立場から見た場合、関係市町村からの負担金収入）をもってこれに充てることが原則となる。これを、流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができるという下水道法第31条の2に照らして考えると、県において発生している流域下水道事業費のうち市町村から徴収する負担金により賄うべき費用は狭義の維持管理費に限らず、繰出し基準にいう公費負担分を除いた資本費も含めて考えることが適当であると思われる。

流域下水道事業は、複数の市町村に渡り共通した下水処理施設を整備することにより、行政区を越えた河川等の流域単位の水質保全や生活環境の改善が認められる場合や、スケール・メリットによる経済性や効率性が認められる場合に、都道府県が主体となって終末処理場等の整備及び維持管理を行う事業である（下水道法第25条の2）。このような事業は市町村が単独で行う場合に比べその事業規模も大きく、終末処理場をはじめとする施設に係るイニシャル・コストも多額となり、市町村の財政規模のみではその初期投資額全てを一時期に賄えないことが想定されるため、当初の施設整備の段階に行政区を越えて県がその建設費の一部を負担することに合理性はあると考えられる。しかし、先に述べたように、公営企業たる下水道事業にかかる経費はその建設費も含めて最終的にはサービスの受益者が負担することが原則であり、市町村が主体となって行う一般の公共下水道事業に関してはその建設費に対して県は補助金の交付等の助成は行っていないこととの整合を図る意味からも、資本費の回収を検討すべきと思われる。すなわち、現状の負担関係では、結果的に、流域下水道の関連市町村に対してのみ広く県民から徴収した税金が投入される

こととなっているため、地域間の公平性確保の観点からも、公費で負担すべき資本費を除き、関連市町村から負担金として徴収する方向で検討すべきである。

表 3-1-14 は、全 4 流域の収支の状況を合計したものである。これを見ると、平成 16 年度までに累計で維持管理費が 37,545 百万円、公債費（資本費）が 26,998 百万円発生しており、流域下水道事業費全体のうち約 42%は公債費となっている。この公債費のうち公費で負担すべき部分以外が約 16,200 百万円（公債費全体の 60%）となるが、過去において負担金収入が公債費に充当されたのは、諏訪湖流域下水道の 710 百万円のみである。平成 16 年度末の県債残高は 33,309 百万円、将来利払い額は 10,119 百万円であり、今後 43,427 百万円（うち公費で負担すべき部分 17,370 百万円）の資金が必要となる。

このように流域下水道事業に係る公債費は金額的にもその影響が大きいため、慎重な検討が望まれる。

表 3-1-14 収支等の状況（全 4 流域合計）

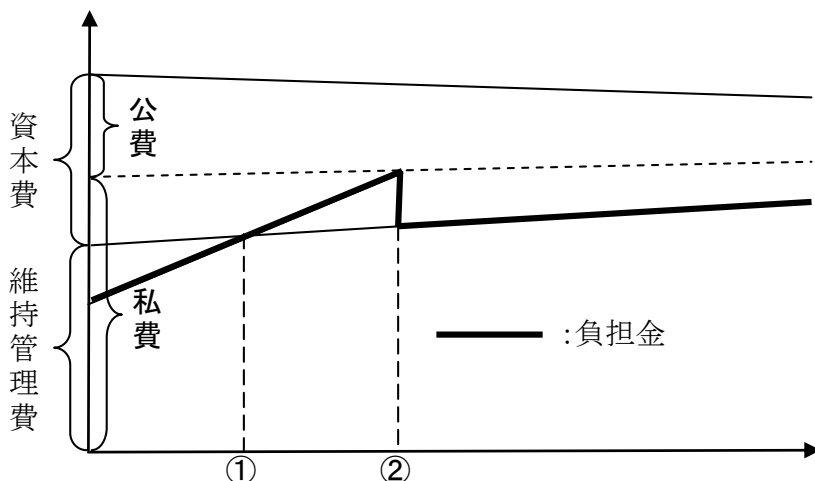
（金額単位：百万円）

年次	負担金 単価 (円/㎡)	有収 水量 (千㎡)	負担金 等収入	維持 管理費	単年度 収支	累積 収支	処理 原価 (円/㎡)	資本費 算入額	返還額	起債額	元本 償還額	県債 残高	利息 支払額	公債費計 (元利合 計)
S47										382		382		
S48										154		536	19	19
S49										62		598	29	29
S50										315	3	910	40	43
S51										440	8	1,342	53	66
S52										620	10	1,952	91	101
S53										887	23	2,816	124	147
S54		61	2	124	-122	-122	2,036.4			624	38	3,402	172	211
S55		1,086	40	246	-205	-327	226.2			524	46	3,880	230	277
S56		3,294	124	267	-143	-470	81.1			298	75	4,103	273	348
S57		5,734	212	315	-103	-573	54.9			203	134	4,172	300	433
S58		7,960	337	362	-25	-598	45.5			241	170	4,243	302	473
S59		10,226	450	457	-7	-605	44.7			223	192	4,274	302	494
S60		12,249	539	484	56	-549	39.5			189	201	4,262	307	509
S61		13,245	605	498	107	-442	37.6			303	208	4,356	301	509
S62		14,378	662	536	126	-316	37.2			763	211	4,908	304	515
S63		15,787	727	629	97	-219	39.8			770	185	5,493	322	507
H1		17,517	826	690	136	-83	39.4			1,005	513	5,985	330	843
H2		18,159	861	768	93	11	42.3	11		1,249	342	6,892	363	705
H3		18,965	906	1,122	-216	-205	59.2	31		1,189	205	7,876	453	659
H4		20,793	1,064	1,335	-270	-476	64.2			1,977	120	9,733	478	597
H5		21,778	1,150	1,495	-345	-821	68.7			3,751	138	13,346	551	689
H6		25,595	1,389	1,638	-249	-1,070	64.0			1,984	173	15,157	607	780
H7		27,173	1,577	1,756	-179	-1,249	64.6			3,943	192	18,908	734	926
H8		29,317	1,736	2,028	-292	-1,542	69.2			3,021	210	21,719	803	1,013
H9		31,319	1,999	2,367	-368	-1,910	75.6			2,779	386	24,112	888	1,273
H10		33,925	2,310	2,624	-313	-2,223	77.3	9		4,445	487	28,070	926	1,413
H11		35,976	2,559	2,722	-163	-2,386	75.7	66		2,928	678	30,320	962	1,641
H12		39,628	2,968	2,889	80	-2,307	72.9	98		2,881	866	32,336	1,035	1,901
H13		42,193	3,309	2,992	317	-1,990	70.9	148		2,162	1,077	33,421	1,039	2,116
H14		45,195	3,650	3,035	615	-1,375	67.2	148		1,627	1,364	33,684	1,043	2,407
H15		48,158	3,950	3,039	911	-464	63.1	140	367	1,385	1,574	33,495	1,004	2,578
H16		51,637	3,524	3,127	398	-66	60.6	60		1,607	1,794	33,309	984	2,777
H17以降											33,309		10,119	43,427
合計		591,349	37,479	37,545	—	—	—	710	367	44,931	44,931	—	25,494	70,426
H16まで小計		591,349	37,479	37,545	—	—	—	710	367	44,931	11,623	—	15,376	26,998
H17以降小計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	33,309	—	10,119	43,427

【事業費の回収範囲の違いによる負担金の相違】

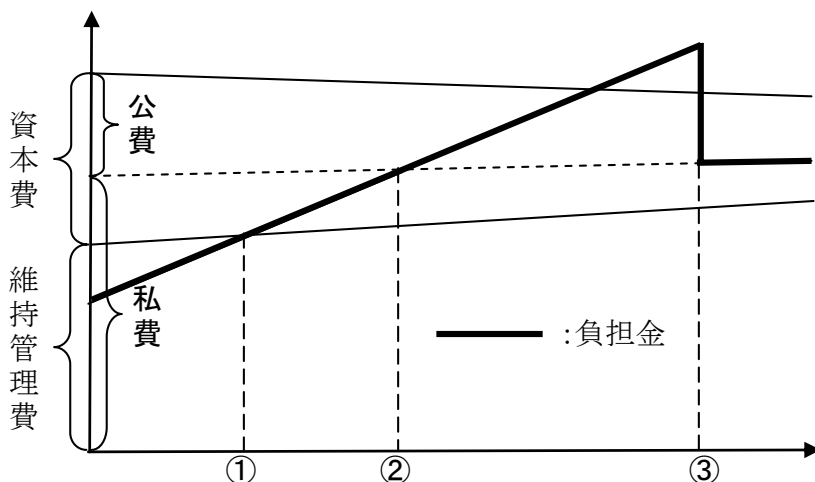
図 3-1-13 が負担金で維持管理費のみを回収する場合のイメージ図であり、全市町村への供用開始後 10 年を目安に②の段階に行き着き、その後は維持管理費部分に相当する金額を負担金として徴収していく形となる。現在の協定書では諏訪湖流域下水道を除き、この形態が想定されている。

図 3-1-13 維持管理費のみ回収する場合



一方、図 3-1-14 は維持管理費に加え、公債費のうち私費で負担すべき部分を負担金として徴収していく場合のイメージ図である。この場合、維持管理費に係る累積赤字が解消される②が過ぎても、過去の資本費の回収不足分の回収が続き、③時点を境にその後は維持管理費プラス資本費のうちの私費部分を負担金として徴収していくこととなる。

図 3-1-14 資本費の一部まで回収する場合



6. 企業会計方式導入の必要性

下水道事業は上水道等のように受益と負担の関係が分かりやすい供給型の事業でなく、受益と負担の関係が特定しにくいという特質を有しているが、流域下水道事業はこのような特質に加え、施設管理及び経営を担当する県と料金徴収を行う市町村とに管理が分断されている点に特徴がある。排水に関して指導する市町村は実際の受益者から徴収する料金の単価を設定しその徴収を行い負担金という形で間接的に県に支払いを行うが、実際の汚水処理の責任は県が負っており、汚水処理施設等の更新・修繕に係る意思決定やどの程度のレベルの処理工程を選択するかは県の判断により決定される。このように流域下水道事業は事業運営の根幹的部分にかかわる経営方針の決定主体と最終受益者に対する指導及び料金の決定主体が異なっているという管理の二面性があり、企業経営者としての立場から効率性を追求しコストを削減しようとする意識が働きにくい構造的特質を持っているといわれる。

しかしこれまで見てきたように、県の流域下水道事業の規模の大きさが県の財政に与える影響も大きいと、その事業経営の健全性を確保し経営を効率化することにより経営基盤の強化を図ることが非常に重要である。さらに下水道法上、流域下水道の経営・維持管理・経費負担のありかたについて明瞭でない部分があり、公債費の負担等に関し関連市町村と合意を得るのに時間と労力を要しているという実態がある。既述したように、最終的には公営企業の原則及び汚水私費の原則を踏まえた費用負担をすべきであり、そうでなければ流域下水道計画区域外の住民との不公平性は解消できないと考えられるが、このような費用負担を実現していくためには、事業の経営状況や財政状態等の下水道事業の経営内容を分かりやすい形で積極的に情報開示し、関係市町村及び受益者たる住民に対し説明していくことが必要となる。

この様な情報を開示していくためには現在の単式簿記に基づく官庁会計で得られる単年度の収支情報のみでは不十分であり、企業会計方式である複式簿記を前提とした発生主義会計の導入が望まれる。公営企業においては地方公営企業法を適用することにより発生主義会計の導入が可能である。流域下水道事業は地方財政法上の公営企業のひとつとして位置づけられるものの、当該事業への地方公営企業法の適用は強制されていない（地方公営企業法第2条）ため県は流域下水道事業について同法の任意適用は行っていないが、県内においても平成16年3月現在、長野市、松本市、上田市、岡谷市、駒ヶ根市、富士見町及び佐久下水道組合で経営する経営する公共下水道等において地方公営企業法が適用されている。

県の流域下水道事業においても企業会計方式を導入し、減価償却費を含めた維持管理費用発生の状況や、資産及び負債といったストック情報を明示していくことが、今後の健全経営及び適正な受益者負担を実現していくための基礎を提供することに繋がると考えられる。

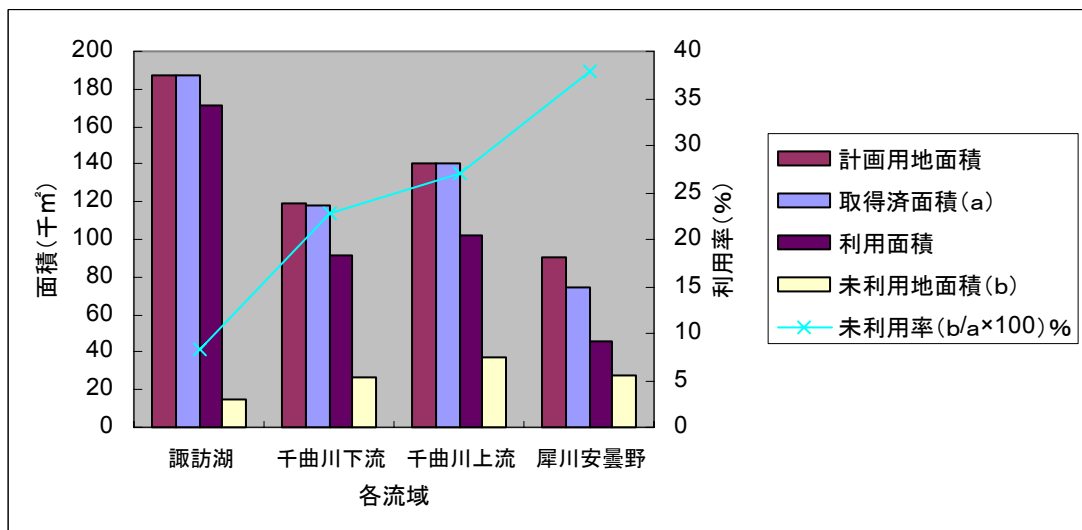
II. 固定資産関係

1. 未利用地の有効利用の検討の必要性

(1) 概要

平成16年度末の各流域の未利用地の発生状況は図3-2-1のようにになっている。未利用地が発生した理由は、予測処理水量と実際処理水量の差によるものであり、適時に建設計画の見直しは実施されている。ただし、見直しの結果、新たに発生する未利用地をどのように利用するかについては、具体的な検討はされていない。これは、処理水量予測の不可能性や、売却等の目的外利用による補助金返還手続等が発生することによる。

図3-2-1 各流域の終末処理場施設用地の利用状況



すなわち、未利用地の有効利用の検討に際して、終末処理場等における未利用地を目的外使用する場合には、「補助事業に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条に基づき、国土交通大臣の承認を受ける必要がある。また、目的外使用していた用地を本来の事業の用に供することとなった場合には、原状回復させる等、下水道施設の建設・管理に支障を生じないように配慮が必要となっている。

なお、未利用地について会計的な観点から取得価額金額ベースでの発生状況をみると次のようになっている。

表3-2-1 各流域における終末処理場施設用地の未利用地

	諏訪湖	千曲川下流	千曲川上流	犀川安曇野	合計
未利用地面積(㎡)	15,404	26,975	37,686	28,146	108,211
取得時単価(円)*	9,400	28,800	45,000	38,600	—
未利用地簿価(千円)	144,798	776,880	1,695,870	1,086,436	3,703,983

* 単価については、同一終末処理場内でも、場所により取得単価が異なるため、総取得価額を総取得面積で除して算定した平均的な単価である。

(2) 実施した監査手続

各流域の水量予測、水処理建設計画、未利用地の概況図を入手して、未利用地が発生した理由や今後の有効利用の検討状況をヒアリングした。

(3) 結果

各流域での未利用地の発生状況と有効利用の検討状況は次のとおりである。

ア. 諏訪湖流域

全体計画としての水系建設予定は6系列であり、既に5系列が建設され稼働している。現在、平成24年までの予測処理水量の推移をみると、現在の5系列で充分処理可能な処理量であり、予測処理水量の伸び率も低くほぼ横ばいである。県では6系列目の可否について検討を開始している。

イ. 千曲川下流処理区

全体計画は当初8系列、現在は7系列である。既に4系列が建設され、稼働している。平成24年までの予測処理水量の推移をみると、5系列目の建設が必要である。既に計画上も不要となっている8系列目の未利用地はそのまま、保留されている。下水道処理施設として、必要な面積の45倍以内までは取得に当り補助金対象となる。そのため8系列を含めなくても補助金返還等の手続の必要性はない。

また、その他にも沈殿池の建設予定地や建設のための余裕地が未利用地としてあるが、これらも合わせて特に有効利用について検討されていない。

ウ. 千曲川上流処理区

全体計画は当初12系列、現在は10系列である。既に3系列が建設され、稼働しており、4系列目も平成17年度に建設完成予定となっている。平成24年までの予測処理水量の推移をみると、建設予定の5系列目も含めて賄える予測処理水量となっている。既に計画上も不要となっている11、12系列目の用地はそのまま、保留されている。

また、その他にも沈砂池や消化タンク建設予定地、地形との関連で取得した土地等、未利用地としてあるが、これらも合わせて特に有効利用について検討されていない。

エ. 犀川安曇野流域

全体計画は当初8系列から10系列になり、さらに8系列に見直し検討中である。既に3系列が建設され、稼働しており、4系列も平成17年度に建設完成予定となっている。平成24年までの予測処理水量の推移をみると、建設予定の5系列目も含めて賄える予測処理水量となっている。当初計画時より、計画上増加した系列についての追加の用地

取得はしていないため、計画上の不用決定された用地はない。

また、犀川安曇野流域は、全国でもほとんどない、三分割された事業用地であり、用地の間に高速道路や一般道路（高架）等が通っている。高速道路を挟んだ未利用地については、汚泥有効処理施設を建設する予定とのことであるが、汚泥の発生量がまだ少なく、有効利用施設もどのような施設を予定しているか等具体の検討はされていない。緑地帯としての予定地も、周辺との関係を良好に保つ目的で取得した部分があり、この部分についても特に具体的な計画の進行はない。

(4) 意見

未利用地の有効利用の検討について、諏訪湖流域は、処理水量の伸びも停滞していることから、引き続き 6 系列目の要否を具体的に検討する必要があると思われる。6 系列目の検討が終了した場合には、処理場の上部の空間の有効利用も次の課題と考える。

平成 17 年 9 月に公表された「下水道ビジョン 2100」によると施設上部の利用が行われている施設は全国の下水处理場 1,953 施設のうち約 15%に相当する 290 施設、面積にして全国の処理場面積 8,014 万㎡の約 3%に相当する 247 万㎡にすぎない。全国的にも上部空間の利用は進んでいないが、諏訪湖周辺住民に対する友好関係を築けるような施設利用を行うよう検討が必要である。

なお、「下水道ビジョン 2100」では、利用状況が次のようにまとめられている。駐車場や防災空間を用途としている施設は数少ないが、地域防災の機能等を考えた場合、避難場所として定め、再生水による防災機能や災害時の復旧資材等の備蓄倉庫を整備すること等を有効利用方法のひとつとして検討することが望まれる。

表 3-2-2 上部利用施設用途

(平成 16 年 3 月末日現在)

施設の種類	処理場数
公園・広場	118
スポーツ施設	109
構築物	24
駐車場	18
防災空間	14
その他	7
合計	290

諏訪湖流域を除いた 3 流域では、計画目標年度も平成 30 年度となっており、普及率も 45~78%程度であるため、水量の予測も難しいとも思われるが、既に計画上でも不用となった未利用地は有効利用方法を検討することが望ましい。

未利用地の有効利用については、様々な用途が考えられる。例えば、八戸市では、消化ガス発電、太陽光発電機、風力発電機等の複数の分散型電源等を組み合わせて、電力供給システムとして八戸市の公共性の高い施設への電力供給を行っている。これらの発電装置